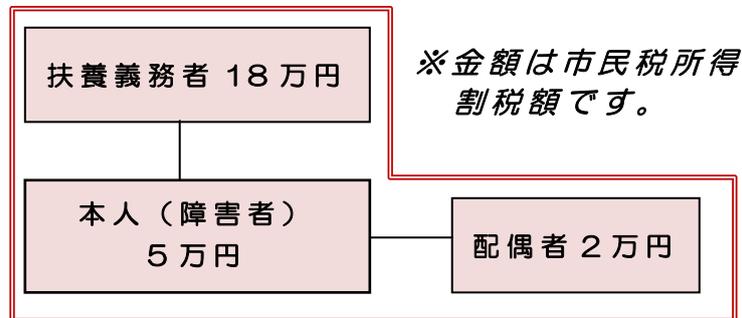


福祉医療の所得制限判定方法の変更について
(重度障害者・高齢重度障害者医療)

所得判定における世帯合計額の例

所得確認の判定範囲

× 市民税所得割税額
合計額 25 万円を限度額超過



本人 (障害者) 及び生計維持する配偶者、
扶養義務者。

● 上図の重度 (高齢重度) 障害者医療の例

本人及び配偶者と扶養義務者にあたる方の市民税所得割税額
(合計額) が 23.5 万円以上で対象外。

※年少扶養控除等については、平成 22 年度税制改正による見直し
がなかったものとみなした上で判定を行います。

「世帯」とは同一生計関係にある方が判定対象者となります。

(住民票上の世帯員に限定しません)